- 1. 監査報告書 令和5年8月29日付け監査報告第32号
- 2. 着眼点
 - ① 公金・準公金の取扱い状況
 - ② 取得備品や理科薬品の管理状況
 - ③ 郵券・タクシー券の管理状況
 - ④ 児童・生徒の教育環境の実態(不登校、児童虐待の状況など)に応じた支援状況

3. 監査結果の基づく措置状況等

監査対象機関	意見	指摘事項	指導事項	措置内容
和気小学校	1. 地方自治法第199条第1項に基づく財務監査 (1) 従来から指摘を行ってきた「日付が記入されていない納品書及び請求書の受取り」、「教員等による立替払い」、「現金出納帳への記載漏れ等」について、全体として減少傾向にはあるが、未だ改善されていなかった。 ついては、以下の点について認識し、教員に対し、周知徹底を行われたい。 ① 納品書に日付が記載されていないと、納品のあった事実が確認でき	(1) 小中学校等が学習指導要領に基づく学校教育の推進に向け、市から交付された和泉市学校運営費補助金」という。) で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。(着眼点①) (2) 給食日誌では、訂正印漏れ、学校日誌では、校長の確認印漏れ、プール日誌では、鉛筆書きが見受けられた。(その他)	指導事項なし	(1) 日付が記入されていない納品書及び請求書については、指摘以降、納品書及び請求書の日付記入について納品業者に依頼するとともに、教職員に受取り時の確認を徹底している。 (2) 各種日誌の訂正印及び確認印漏れを防ぐため、毎日の管理職・担当の確認に加え、毎月1回点検の日を設けた。プール日誌はペン書きを周知し体育主任が確認をするようにした。
芦部小学校	金が入金される前や学校諸費を徴収	(1)学校運営費補助金で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。(着眼点①) (2)小中学校等が学習指導要領及び「学校に対する指示事項」に基づく教育の推進に向け、市から交付された和泉市学校研修費補助金(以下「学校研修費補助金」という。)において、研修に必要な費用の立替払いが見受けられた。(着眼点①)	11444	(1) 日付が記入されていない納品書及び請求書については、指摘以降、納品書及び請求書の日付が記入されていることを確認し、受け取るよう教職員に徹底している。 (2) 今回の立替払いは、市からの研修費補助金の入金が支払いに間に合わなかったためだが、指摘以降、原則立替払いを行わないような研修の計画を立てる。

監査対象機関	意見	指摘事項	指導事項	措置内容
	また、準公金においても「和泉市準公金事務取扱規程」で公金の取扱いに準ずると規定されている。このことから、必要となる学校諸費の徴収時期や事業計画を見直すなど、法令等を遵守する。	(3) 給食日誌では、牛乳の残量の 記載漏れ、プール日誌では、鉛筆書 きが見受けられた。(その他)		(3) 給食日誌について、牛乳の残量を確認後、記入した。 指摘以降、プール日誌はペン書きを 周知、徹底している。 (1) 日付が記入されていない納品
	③ やむを得ず保護者から現金を預かる場合にも、その管理を適切に行うため、「学校会計事務必携」に基づき、現金出納帳への記載や毎月末に校長の確認印を受ける。	修費補助金で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。(着眼点①)		書及び請求書については、納品業者 に確認し、記入してもらった。指摘 以降、納品書及び請求書の日付が記 入されていることを確認し、受け取 るよう教職員に徹底している。
	2. 地方自治法第199条第2項に基づく 行政監査 (1)以下のとおり、更なる教育環境の充実に努めていただきたい。 ① 教員のメンタルヘルスについて	(2) 学校研修費補助金で、研修に 必要な費用の立替払いが見受けられ た。(着眼点①) (3) PTA会費(準公金)で物品 を購入しているが、日付が記入され	指導事項なし	(2) 今後、原則立替払いが発生しないよう研修の計画を立てる。 (3) 日付が記入されていない納品書及び請求書について、納品業者に
北他田小子仪	① 教員のメンタルへについては、 教員のメンタルへについて、 は、各学校において管理職行をなどにを中など個を中など個をないでであるととの、 をいるととのであるとのであるとのであるとのであるとのであるとのである。 でいたのであるなど、では、 などでいた。 などでは、 などでは、 などでは、 などでは、 などでは、 などでは、 などでは、 などでは、 などでいた。 などでは、 などがながながながながながながながながながながながながながながながながながなが	ていない納品書及び請求書が見受けられた。また、教材費(準公金)において、立替払いが見受けられた。 (着眼点①)	HTT X'60	確認し、記入してもらった。指摘以降、納品書及び請求書の日付が記入されていることを確認し、受け取るよう教職員に徹底している。また、教材費について、立替払いは認められていないことを教職員に周知、徹底した。
	② 学校給食における残食等については、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準により、その日のうちに処分している。	(1) 学級費等(準公金)において、立替払いが見受けられた。(着眼点①)また、給食費(準公金)及び教材費(準公金)の現金出納帳において、毎月末に校長が差引金額と実際の現金残高が一致していることを確認し、押印することとなっているが、確認印漏れが見受けられた。(そ の他)	指導事項なし	(1) 立替払いは認められていないことを教職員に周知、徹底した。 現金出納帳の校長の確認について漏れがないよう、毎月末に教職員へ周知、徹底している。

監査対象機関	意見	指摘事項	指導事項	措置内容
	このため、残った牛乳も処分されているが、その中には、未開封のパックも相当数含まれている。	(1) 学校運営費補助金で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。(着眼点①) (2) 学校研修費補助金において、研修に必要な費用の立替払いが見受けられた。(着眼点①) (3) PTA会費(準公金)で物品を購入しているが、日付が記入受けられた。また、教材費(準公金)において、立替払いが見受けられた。(着眼点①) (4) プール日誌において、鉛筆書きが見受けられた。(その他)	指導事項なし	(1) 日付が記入されていない納品書及び請求書については、指摘以降、納品書及び請求書し、受け取るされてのよう教職員に徹底している。 (2) 今後、立替払いる。 (2) 今後、立替払いる。 (3) 日付求書についが発生しないが書にでいる。 (3) 日付求書を立ているが書にでいるのが書にでいるのが書にでいるのが書をできないがいたが、当時が記入されているのができないにないない。 (3) 日付求書をできないがいるが、当時が表がいたが、大きが表がいたのでは、また、いないととを教職員にある。 (4) 該当節所をペンで記入した。指摘以降、本る。 (4) にはいるのでは、ないないないないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないにないない。というには、はいるは、はいる
鶴山台南小学校	め、家庭訪問や関係機関と連携し取り組んでいた。	(1) 学校運営費補助金で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられ、また、運営に必要な費用の立替払いが見受けられた。(着眼点①) (2) 校外学習費(準公金)において、保護者から預かった現金を銀行へ入金するまでに相当の期間が経過しているケースが見受けられた。(その他)	指導事項なし	(1) 日付が記入されていない納品書及び請求書については、指摘以降、納品書及び請求書の日付が記入されていることを確認し、受け取るよう教職員に徹底して補助金の入金が支払日に間に合わなかったため立替払いで対応したが、以降は原則立替払いが発生しないような計画を立てる。 (2) 指摘以降、保護者から集金次第、すぐに口座に入金するよう徹底している。

監査対象機関	意見	指摘事項	指導事項	措置内容
光明台北小学校	ie.γu	(1) 学校研修費補助金において、研修に必要な費用の立替払いが見受けられた。(着眼点①) (2) 教材費等(準公金)において、立替払いが見受けられた。(着眼点①)また、給食費(準公金)において、現金出納帳の訂正印漏れや、教員から預かった現金を銀行へ入金するまでに相当の期間が経過しているケースが見受けられた。(着眼点①、その他)	指導事項なし	(1) 市からの研修費補助金の入金時期を可称を費補助金の入金の子のででです。 ののでは、 の
和泉中学校		(1)学校運営費補助金において、運営に必要な費用の立替払いが見受けられた。(着眼点①) (2)小中学校等が実施する修学旅行、校外活動及び泊を伴う校外)。における児童生徒の監督指導及び行ちいる児童生徒の監督指導及び付された和泉市学校修学旅行等引率者補助金について、入場料等の必要な費用の立替払いが見受けられた。また、生徒会費等(準公金)においても、立替払いが見受けられた。(着眼点①)	指導事項なし	(1)原則立替払いが発生しないよう、緻密な予算計画を作成し、適正な支出を行う。 (2)立替払いが認められていないことを教職員に周知、徹底するとともに、緻密な予算計画を作成し、適正な支出を行う。

監査対象機関	意見	指摘事項	指導事項	措置内容
		(1) 学校運営費補助金において、 運営に必要な費用の立替払いが見受 けられた。(着眼点①)		(1) 立替払いが認められていないことを教職員に周知し、運営に必要 な費用は事前に申告することを徹り する。
南池田中学校		(2)生徒会費(準公金)で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。(着眼点①)また、PTA会費(準公金)の現金出納帳において、毎月末に校長が差引金額と実際の現金残高が一致していることを確認し、押印することとなっているが、一部、校長の確認印が押印されていないものが見受けられた。(その他)	指導事項なし	(2) 日付が記入されていない納書及び請求書については、指摘以降、日付等の漏れがないよう会計当者がその都度確認し、月末に管職が確認する事にしている。また、現金出納帳において、毎月に校長が差引金額と実際の現金残が一致していることを確認し、押することを徹底し、校長の押印漏がないか、会計担当者がダブルチェックをする。
		(3) タクシー乗車券管理簿において、チケット使用の都度、当該管理簿に記入した以外の教員が残枚数を確認のうえで押印し、また、校長が毎月末に残枚数を再確認したうえで押印すべきところを、3月末にまとめて確認していた。(着眼点③)		(3) タクシー乗車券については 使用の都度、記入者以外の教職員 残枚数を確認、管理簿に押印し、 月末に校長が確認、押印を徹底し いる。また、漏れがないよう、毎 末に確認日を設定している。

監査対象機関	意見	指摘事項	指導事項	措置内容
		(1)学校運営費補助金で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。(着眼点①)		(1)目付が記入されていない納品書及び請求書については、指摘以降、納品書及び請求書に日付等の記入漏れがないか、ダブルチェック等を徹底している。
		(2)学校研修費補助金において、研修に必要な費用の立替払いが見受けられた。(着眼点①)		(2) 市からの補助金振込みが間に合わなかったためやむを得ず立替払いをしたが、指摘以降、原則立替払いが発生しないような研修計画を作成する。
信太中学校		(3) 生徒会費等(準公金)において、立替払いが見受けられた。 (着眼 点①)	指導事項なし	(3) 立替払いが認められていない ことを教職員に周知した。出金もこ まめに行くよう徹底している。
		(4) 生徒会費 (準公金) の現金出 納帳において、訂正印漏れがあっ た。(その他)		(4) 現金出納帳について、訂正した。指摘以降、再発防止に向けて教職員に指導した。
		(5) プール日誌において、鉛筆書きが見受けられた。(その他)		(5) プール日誌について、該当箇所をペン書きした。指摘以降、再発防止にむけて教職員に指導した。